

# 吉原平池地区計画について

令和8年2月6日(金)  
説明資料  
豊田市役所 都市計画課

## 1 地区計画制度について

地区計画とは、地域の特性にふさわしい良好な環境を形成するために、建築物のルールを整備し、保全する制度です。

建築物のルールとして、敷地面積の最低限度、敷地境界からの壁面の後退距離などを定めることにより、計画区域内において統一感のある住環境の形成を図ります。

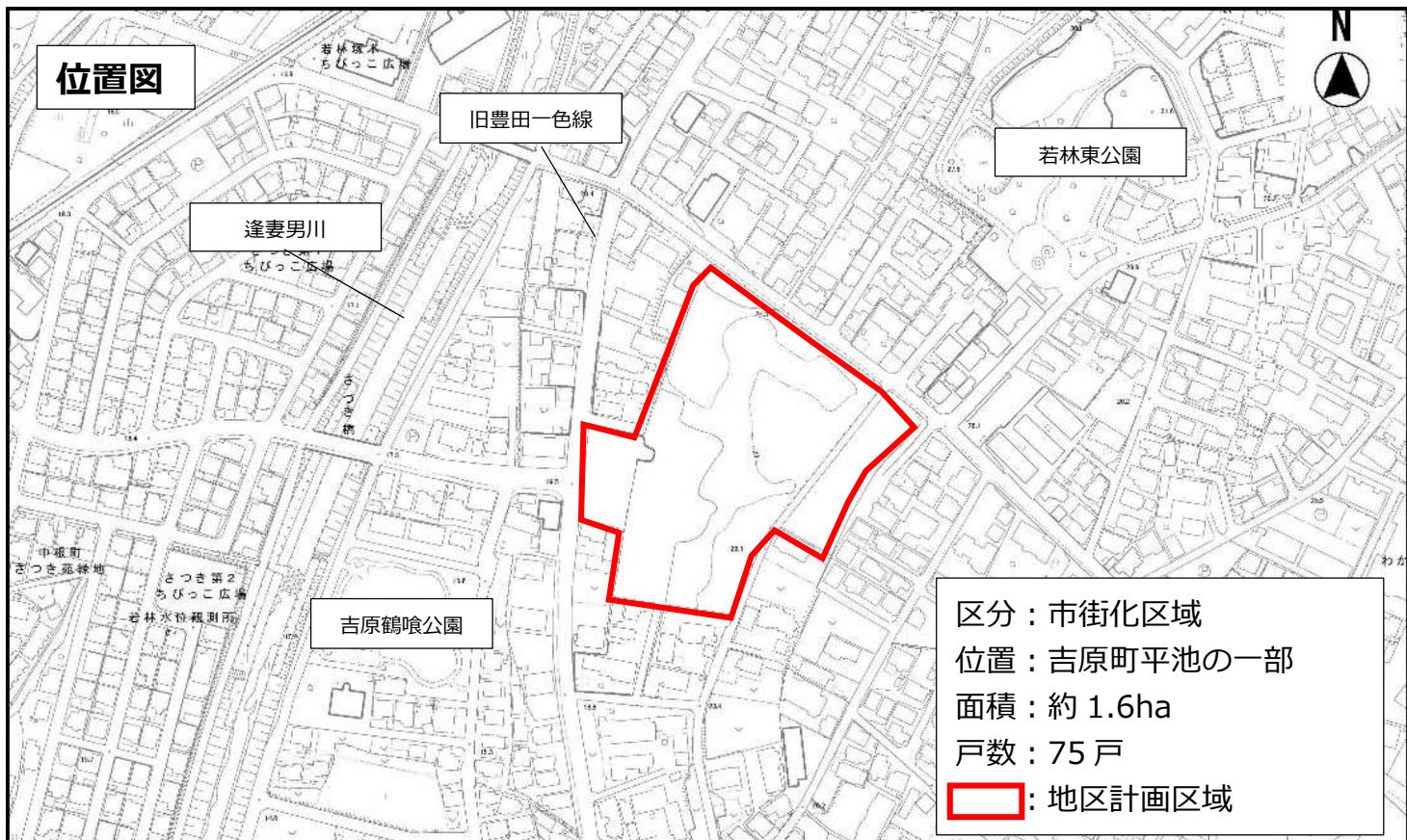


## 2 吉原平池地区計画について

### (1) 位置と面積

当地区計画区域は、名鉄豊田市駅から南西約9km、名鉄若林駅の徒歩圏に位置しており、地区的周辺では住宅地としての土地利用が行われています。北東に若林東公園、南西に吉原鶴喰公園があり、当該地区はおおよそその中間に位置します。

当該地区計画区域面積は約1.6haとなります。



今回の地区計画では、将来にわたって良好な住環境を維持していくため、様々な建築物に関するルールを定めます。

## (2) 主な建築物等のルール

### ①建築できるもの

住宅、住宅で事務所・店舗等を兼ねるもの、附属車庫・倉庫等

### ②敷地面積の最低限度

160 m<sup>2</sup>以上

### ③壁面位置の制限

道路境界から1m以上

### ④階数の制限

2階以下(地階を除く)

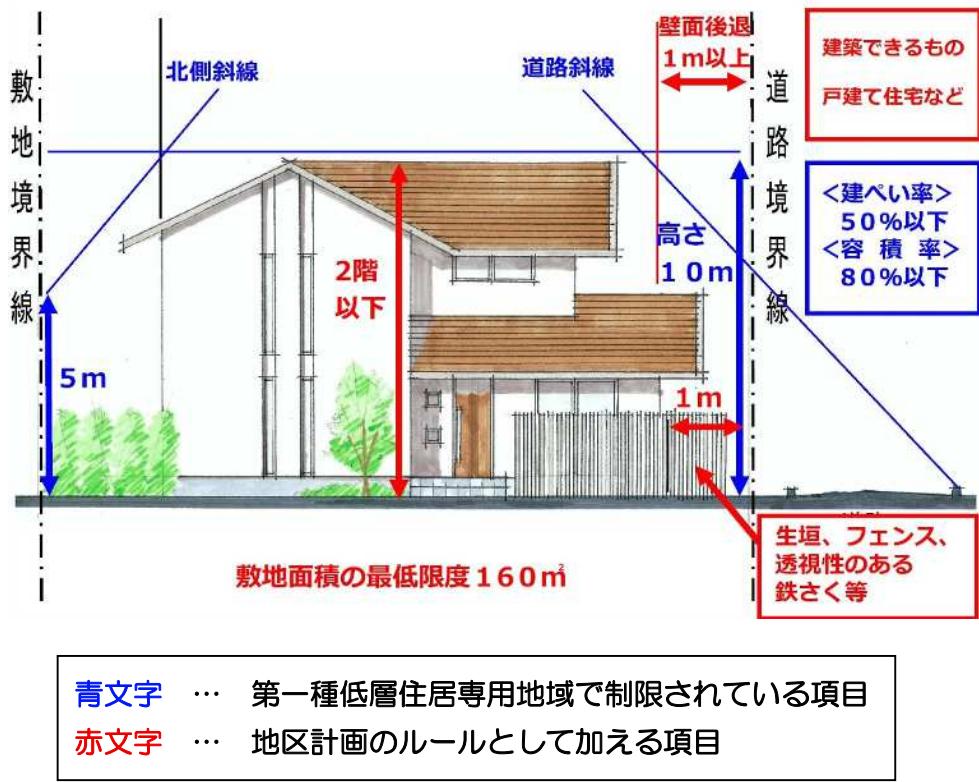
### ⑤形態・色彩の制限

周囲の環境と調和した色調

### ⑥垣・又はさくの制限

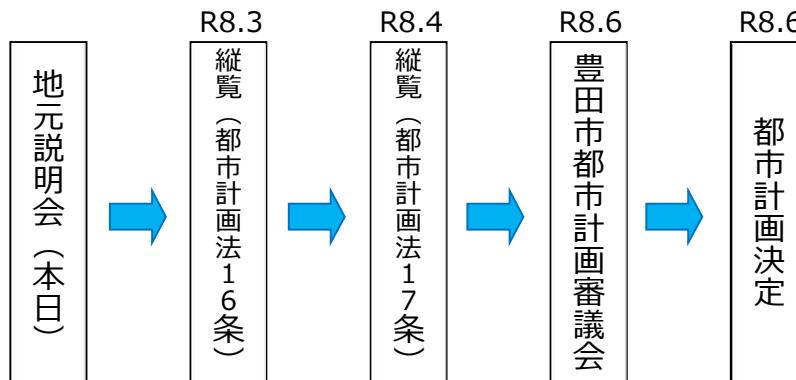
道路境界から1m未満に設置する垣又はさくは、生垣又はフェンス、その他の透視性のある鉄さく等とする。

<建築物ルールのイメージ>



## 3 今後のスケジュールについて（予定）

今後、県など関係機関と協議を進め、令和8年6月を目指して地区計画の都市計画決定(告示)を行います。



※このスケジュールは最短での計画です。関係機関の協議により変更する可能性があります。

### ●問い合わせ先

都市整備部 都市計画課：山口・宇野

T E L : 0565 (34) 6620